

紙屋町シャレオ中央広場でのイベント開催について

(イベント等の開催を予定されておられる主催者の方へのお願い)

新型コロナウイルスの感染が国内複数地域で発生する中、イベント等の開催について、広島市から別紙のとおり取り扱っていただきたいとの通知(お願い)がありましたので、ご連絡いたします。

ついては、主催者にあつては開催にあたり、以下のとおり感染予防対策をお願いいたします。

(1) 開催場所の設営方法等

- ・会場入り口や会場内の複数個所に可能な限りアルコール消毒液を設置する。
- ・参加者には、会場内で咳エチケットの徹底や手洗いなどの実施を要請する。
(シャレオとしての対応状況)
 - ・インフォメーションへのアルコール消毒液の設置
 - ・中央広場やトイレの手洗い場等に予防について国が示した啓発ポスターを掲示。
 - ・一部の階段等通路の風除扉の開扉
 - ・ドアノブ、手すり等の消毒清掃

(2) 開催関係者の対応等

- ・開催関係者(対応者)はマスクを着用し、手洗いを励行する。
- ・定期的に参加者がふれたものをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。

なお、開催にあたっては、咳や発熱などの体調不良がある方は参加しないことを、持病がある方や高齢者、妊婦等は参加を控えることを事前に告知するなど、広島市からの通知(お願い)を参考に、感染予防対策等に万全を期してください。

また、今後、国、県、市からの指導等によりイベントの開催を中止せざるを得ないような事態も想定されます。この場合については、規定のキャンセル料は請求いたしません、開催中止・延期等に伴う賠償の責任にも当社は応じられませんのでご了承ください。

(なお、上記以外の事情等によりキャンセルされる場合は規定のキャンセル料を請求させていただきますのでご了承ください。)

令和2年2月28日

各位

経済観光局産業振興部
商業振興課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うイベント等の取扱いについて（連絡）

広島市は、新型コロナウイルスの感染が国内複数地域で発生する中、市主催のイベント等の開催について、本年3月15日（日）までの間、以下のとおり取り扱うこととしました。

※ 詳しくは、別紙「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を御覧ください。

【イベント等開催の可否について】

- ① 2月29日（土）以降開催するイベント等は、体調不良の人は参加しないことと、持病のある人・高齢者・妊婦等は参加を控えるよう必ず事前にホームページ等で告知する。
- ② 高齢者等のハイリスク者を対象とするイベント、または、参加者の半数以上がハイリスク者であると見込まれるイベントは中止または延期する。
また互いに手を伸ばすと届く距離で、多くの人が対面等で会話するような環境で開催するものや、互いに手を伸ばすと届く距離で食事を提供するような環境で開催するものも、中止又は延期する。
- ③ ②に該当しないイベント等、また、卒業式など開催日の変更が困難なイベント等は、基本方針に掲載している感染予防対策を確実に実施する等の工夫を行った上で開催する。

つきましては、各商店街におかれましても、感染拡大の防止の観点から、主催するイベント等に関して、別紙の基本方針に準じて、開催の必要性について改めて検討していただくとともに、開催する場合には、感染予防対策を十分に講じていただきますようお願いいたします。

また、本市では、商店街以外の市民や企業等の皆様にも、感染拡大防止のため、実施を予定しているイベント等について、この基本方針に準じた取り扱いへの協力をお願いしております。ついては、商店街主催以外にも、イベント等を予定されている関係者・団体等があれば、別添「市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）」による周知について、ご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先>

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

担当：岡崎

電話：082-504-2236

(別紙)

令和2年2月26日
広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症の感染者が、ここに来て国内の複数地域で散発的に発生する中で、本市においては感染者が確認されていないまさに今の段階で、市民の安全・安心を確保するために、また、患者の増加や重症者の発生など国内での健康被害を最小限に食い止めるためにも、経済活動等への配慮もさることながら、健康被害の抑制を優先することが極めて重要となっている。このため、徹底した感染拡大防止対策を講じるために、広島市主催*のイベント等の開催については、本年3月15日までの間、当面、以下のとおり取り扱うこととする。なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の可否について

- ① 2月29日以降開催を予定しているイベント等については、咳や発熱などの体調不良がある方は参加しないことを、持病のある方や高齢者、妊婦等は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。
- ② 開催を予定しているイベント等が、高齢者等のハイリスク者を対象とするもの、又は高齢者等のハイリスク者が参加者の半数を超えると見込まれるものであるときは、中止又は延期する。また、互いに手を伸ばすと届く距離で多くの人が対面等で会話するような環境で開催するものや、互いに手を伸ばすと届く距離で食事を提供するような環境で開催するものも、中止又は延期する。
- ③ ②に該当しないものや、卒業式等この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、少なくとも下記2の感染予防対策を確実に実施するとともに、イベント等の特性に配慮した対策を工夫の上、開催する。

2 感染予防対策

(1) 開催場所の設営方法等

- ・会場入口や会場内の複数個所にアルコール消毒液を設置する。アルコール消毒液の設置が困難な場合は、会場入口やトイレの手洗い場等に予防について国が示した啓発ポスターを掲示する。
- ・参加者には、会場内で咳エチケットの徹底や手洗いなどの実施を要請する。
- ・構造上可能な場合は、休憩時間などに換気を行う。
- ・ドアノブ等に触れる機会が少なくなるよう、ドア等は支障のない範囲で開放する。

(2) 開催関係者の対応等

- ・食事を提供する場合、調理者や食事の提供者はマスクを着用し、手洗いを励行する。
- ・終了後は、参加者が触れたものをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。

(別添)

令和2年2月28日

イベント等主催者 様

広島市経済観光局産業振興部
商業振興課

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について (お願い)

広島市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年2月26日に別紙「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を決定しました。

本年3月15日までの間、広島市主催のイベント等の開催の可否、イベントを開催する場合の感染予防対策については、この基本方針のとおり取り扱います。

つきましては、市民や企業等の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、主催されるイベント等につきまして、この基本方針に準じた取り扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

担当：岡崎
電話 (082) 504 - 2236

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

広島市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月11日に下記のとおり「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を改訂しました。

本年3月29日までの間、広島市主催のイベント等の開催の可否、イベントを開催する場合の感染予防対策については、この基本方針のとおり取り扱います。

つきましては、市民や企業等の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、主催されるイベント等につきまして、この基本方針に準じた取り扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、高齢者いきいき活動ポイント事業の対象活動につきましても、同様に基本方針に準じた取り扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

高齢者いきいき活動ポイント事業のホームページにも掲載しておりますので御参照ください。

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/6191.html>)

広島市

令和2年3月11日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（3月11日改訂）

新型コロナウイルス感染症の感染者は増え続けており、3月6日に本市においても患者の発生が確認された。国内では、既に散発的かつ小規模に複数の患者が発生している例がみられており、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるためには、小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止が重要であるとされている。経済活動等への配慮もさることながら、健康被害の抑制を優先することが極めて重要な局面であることは変わっていない。このため、引き続き、徹底した感染拡大防止対策を講じるために、広島市主催^{*}のイベント等の開催については、本年3月29日までの間、当面、以下のとおり取り扱うこととする。なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の可否について

- ① 開催を予定しているイベント等については、咳や発熱などの体調不良がある方は参加しないことを、持病のある方や高齢者、妊婦等は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。
- ② 開催を予定しているイベント等が、高齢者等のハイリスク者を対象とするもの、又は高齢者等のハイリスク者が参加者の半数を超えると見込まれるものであるときは、中止又は延期する。また、互いに手を伸ばすと届く距離で多くの人が対面や横並びで会話するような環境で開催するもの^{*}や、互いに手を伸ばすと届く距離で食事を提供するような環境で開催するもの、スポーツや音楽、ダンス等、屋内の閉鎖的な空間において参加者同士が至近距離で交わるような活動を行うものも、中止又は延期する。
※講演会やコンサートなど、イベントの開催中には会話がなくとも、開催前後において会話が発生するものを含む。
- ③ ②に該当しないものや、卒業式等この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、少なくとも下記2の感染予防対策を確実に実施するとともに、イベント等の特性に配慮した対策を工夫の上、開催する。

2 感染予防対策

(1) 開催場所の設営方法等

- ・会場入口や会場内の複数個所にアルコール消毒液を設置する。アルコール消毒液の設置が困難な場合は、会場入口やトイレの手洗い場等に予防について国が示した啓発ポスターを掲示する。
- ・参加者には、会場内で咳エチケットの徹底や手洗いなどの実施を要請する。
- ・構造上可能な場合は、休憩時間などに換気を行う。
- ・ドアノブ等に触れる機会が少なくなるよう、ドア等は支障のない範囲で開放する。

(2) 開催関係者の対応等

- ・食事を提供する場合、調理者や食事の提供者はマスクを着用し、手洗いを励行する。
- ・終了後は、参加者が触れたものをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。